

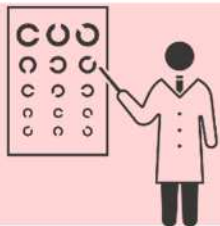
教えて！土手内さん

2020年12月号

セルフメディケーション税制 ～市販薬を対象とした、医療費控除の特例～

セルフメディケーション税制 健康の保持増進および疾病の予防への取組として、一定の健康管理をしている人が、一部の市販医薬品を購入した際に所得控除を受けられる制度です。

これは、平成29年1月1日から令和3年12月31までの特例です。



【一定の健康管理(いずれか1つ)】

- ・特定健康診査(メタボ健診)
- ・予防接種
- ・定期健康診断
- ・健康診査
- ・人間ドック
- ・がん検診

対象となる医薬品 医療用から転用された市販薬である、スイッチOTC医薬品が対象で、特定の成分を含む 風邪薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などがあります。

すべてではありませんが、対象となる医薬品は、パッケージに識別マークが掲載されています。

<識別マーク>

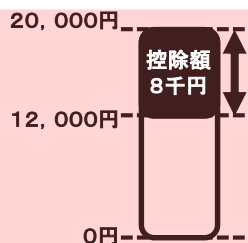


【特定の成分】

- ・スイッチOTC医薬品の成分数:87 (令和2年5月8日時点)
- *令和2年5月8日に、有効成分「精製ヒアルロン酸ナトリウム」が新たに追加されました

(注)詳しい商品は、厚生労働省HP「セルフメディケーション税制対象医薬品 品目一覧」をご覧ください

控除額の計算方法 一世帯あたりその年中に購入した対象医薬品の合計額が、1万2千円を超える部分の金額(上限8万8千円)が、課税所得から控除されます。



【計算例】

課税所得400万円の人が、対象のOTC医薬品を2万円購入した場合

- ・控除額は、8,000円 (20,000円 - 12,000円 = 8,000円)
- ・減税額は、2,400円 (所得税:8,000円 × 税率20% = 1,600円
住民税:8,000円 × 税率10% = 800円)

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)と、これまでの医療費控除は両方を利用することはできません。おトクな方を選択して申告しましょう。

**税理士法人
土手内総合事務所**